

天草市運送事業者等原油価格高騰対策支援金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格の高騰による影響を受ける市内道路運送事業者等の事業継続を支援するため、事業に要した燃料の高騰分の一部を支援します。

補助対象者及び対象事業

市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業主のうち、次に掲げるいずれかの事業を行う事業者が市内営業所において保有し、現に使用している車両等。

区 分	対象車両（リース含む）
トラック・運送事業（貨物自動車運送事業）	事業用車両 （緑・黒ナンバーのみ）
貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送事業）	
タクシー・介護タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）	
自動車運転代行業	登録車両（随伴用車両）のみ
海上タクシー	登録船舶のみ

交付額・上限等

※道路運送車両法上の自動車の定義による（海上タクシー除く）

※1台あたりの交付額

- ・普通自動車（大型バス、大型トラック等）・・・4万円
- ・小型自動車（小型トラック、小型乗用車、タクシー等）・・・3万円
- ・軽自動車（軽貨物、自動車運転代行業車両等）・・・2万円
- ・海上タクシー・・・4万円

※上限額：1事業者あたり100万円（1事業者につき申請は1回限り）

必要書類・申請手続き

※天草市産業政策課あて郵送にて申請が必要です。

【必要書類】

- ①交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②事業実態が確認できる書類の写し
（確定申告書、自動車運送事業の許可書又は更新許可書、経営届出書等、運転代行業の認定書等）
- ③対象車両全ての自動車検査証の写し、海上タクシーの場合は船舶検査手帳及び船舶検査証書の写し
- ④対象車両、船舶全ての写真（外観、ナンバープレート、車体に掲示する認定番号、船体に掲示する船名及び船舶番号が確認できるもの）
- ⑤振込先が申請者と異なる場合、委任状
- ⑥市税等納付状況調査同意書（様式第2号）

申請者

①交付申請（請求）書
（※郵送）

②交付決定又は不交付決定

③支援金交付

★支払いスケジュール★
※書類に不備等がなければ
・月末までに提出→翌月15日支払
・15日までに提出分→当月末日支払
（土日祝の場合は前営業日）

天草市

●申請締切：
令和5年3月31日（金）必着

★交付要綱、Q&Aなどをご確認のうえご申請ください。